

# 山梨県公報

第千六百七十号

平成十八年

六月一日

木曜日

## 目次

貸付金の元利償還金の徴収事務の委託……………四二二

保安林の指定の解除の予定……………四二二

土地改良事業の施行同意……………四二二

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………四二二

## 公 告

落札者等の決定について……………四二二

介護保険法に基づく指定試験実施機関の指定……………四二二

平成十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………四二二

基本測量の終了……………四二三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四二三

## 正 誤

平成十八年三月十六日付け第千六百四十九号中……………四二三

平成十八年四月十七日付け第千六百五十八号中……………四二三

## 告 示

### 山梨県告示第三百二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成十八年六月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

#### 二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金

### 三 委託の期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

### 山梨県告示第三百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年六月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

笛吹市御坂町上黒駒字八町山六八六七の二(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 三 解除の理由

ガス工作物用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十八年五月二十三日に土地改良事業(間の原地区基盤整備促進事業)の施行について同意した。

平成十八年六月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県告示第三百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 道路の位置

笛吹市石和町小石和字神明四九六番九

#### 二 道路の幅員

六・〇〇メートル

- 三 道路の延長
- 五二・二四メートル

山梨県告示第三百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置  
笛吹市石和町河内字宮窪五一九番九
- 二 道路の幅員  
六・〇三メートル
- 三 道路の延長  
四二・七六メートル

公 告

● 落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年六月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
i J A M P（行財政情報サービス）の受信 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県企画部企画課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十八年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目十五番八号
- 五 随意契約に係る契約金額  
三千五百九十一万円

- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 介護保険法に基づく指定試験実施機関の指定  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の二十七第一項の規定により、次の者を指定試験実施機関として指定した。

平成十八年六月一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	甲府市北新一丁目二番十二号山梨県福祉プラザ四階	住所と同じ	平成十八年四月三日

● 平成十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
森林法施行令（昭和二十六年政令第百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十八年六月一日

山梨県知事 山本 栄彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六二三・四一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八二・二二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二二二・三六ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一一・九一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、八〇二・九一ヘクタール

鵜沢地区土砂流出防備保安林  
 鵜沢地区干害防備保安林  
 鵜沢地区保健保安林  
 葦崎地区水源かん養保安林  
 葦崎地区土砂流出防備保安林  
 多摩川上流水源かん養保安林  
 多摩川上流水源かん養保安林  
 相模川中流水源かん養保安林  
 相模川中流水源かん養保安林  
 相模川上流水源かん養保安林  
 相模川上流水源かん養保安林

一四六・四七ヘクタール  
 三・六四ヘクタール  
 一・一・五六ヘクタール  
 一、一八一・二一ヘクタール  
 五七五・六八ヘクタール  
 七三八・六二ヘクタール  
 一六・八八ヘクタール  
 一、一七二・六五ヘクタール  
 一四五・五一ヘクタール  
 一、二四・三〇ヘクタール  
 一七四・〇四ヘクタール

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十八年五月十一日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。  
 平成十八年六月一日

- 一 作業種類 基本測量（機動連続観測） 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 作業期間 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成十八年六月一日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 山本 栄彦  
 中央市西花輪字西河原二三一の一、二三一六の一、二三一六の二、二三一六の三、二三一六の四、二三一六の五及び二三一六の六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所（峡北支所を除く）及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 大月市大月町花咲百十番地 三輪林

正 誤

平成十八年三月十六日山梨県告示第百四十号（保安林の指定の解除の予定）  
 一九一ページ上段終わりから一行目の「塩の山」を削る。

ページ	段	行	誤	正
三二四	上	一一三	主採	主伐

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番